

青森県報

号外第百六号

令和三年
十二月十二日
(日曜日)

目次

告示

- 家畜伝染病の発生………(畜産課)…
- 家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定………(同)…
- 家畜伝染病のまん延を防止する規制………(同)…

告示

青森県告示第八百十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	発生日
高病原性鳥インフルエンザ	(肉用)種鶏	疑似患者	十	三戸町	令和 三・三・三

青森県告示第八百十八号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第三条第一項の規定により、家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動及び移出の禁止区域

1 移動の禁止区域

三戸郡三戸町貝守字細久保

2 移出の禁止区域

三戸郡三戸町斗内字新井田平、字坂中、字柳沢、貝守字老久保、字百連沢、字杉沢上平、字毒久保

三戸郡田子町田子字舞手、字上野上ミ平、字喜助ヶ沢、字水無、字下モ鳴滝、字まだノ木、字大王、字野月、字清水頭上ミ久保、原字遅毛内、字飛鳥平、字林ノ渡、字古館

青森県告示第八百十九号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第六条第一項の規定により次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 規制の区域

三戸郡三戸町貝守字細久保

二 規制の期間

令和三年十二月十二日付け青森県告示第八百十八号により指定家畜等の移動の禁止区域として指定した日から当該指定の解除日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うことこの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円